

一般社団法人認知症予防・改善推進会 定款

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は一般社団法人認知症予防・改善推進会（以下、本定款においては「当法人」という。）と称する。

第2条（主たる事務所の所在地）

- 1 当法人は、主たる事務所を東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番4号日本橋コアビルに置く。
- 2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

第3条（目的）

当法人は、認知症の予防及び改善に役立つ可能性がある医療以外の方法（医療外法）の有用性を利用者本人が確認することができる環境を醸成し、更に同意の下に当法人に提供された医療外法利用者の検診結果を匿名化データにして、認知症の予防・改善に関する有効性を解析する研究に供する制度の基盤を造成することを目的とする。

第4条（事業）

- 1 当法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。
 - (1) 全国における地域在住の高齢者に対する認知症定期検診の推進
 - (2) 認知症の予防と改善を目的とする研究の助成
 - (3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- 2 前項各号の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

第5条（公告の方法）

- 1 当法人の公告は、電子公告により行なう。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行なう。

第2章 会員

第6条（社員）

- 1 当法人の会員は、次の3種とする。
 - (1) 提供者社員 医療外法提供者となる個人又は団体
 - (2) 利用者社員 医療外法利用者となる個人又は団体
 - (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 提供者社員及び利用者社員（以下、併せて「社員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第7条（入会）

社員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事長の承認を受けなければならない。その承認があった時に社員又は賛助会員となる。

第8条（会費の支払義務）

- 1 提供者社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 提供者社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 利用者社員は、会費納入義務を負わないものとする。
- 4 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 5 納入された会費その他の拠出金品は事由の如何を問わず返還しない。
- 6 本条の会費は、一般法人法27条に定める経費とする。

第9条（任意退社）

社員及び賛助会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

第10条（除名）

社員及び賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第11条（社員の資格喪失）

前二条の場合のほか、社員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 提供者社員にあつては1年以上会費を滞納したとき
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき
- (3) 総社員の同意があつたとき

第12条（社員資格の喪失に伴う権利及び義務）

社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れ、一般法人法上の社員の地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第13条（社員名簿）

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

第14条（社員総会）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

第15条（構成）

- 1 社員総会は、すべての社員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第16条（開催地）

社員総会は、理事会で決定した地において開催する。

第17条（社員総会の権限）

社員総会は、一般法人法及び本定款の定めた事項に限り、決議することができる。

第18条（招集）

- 1 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、理事長が招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で発するものとする。

第19条（議長）

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故又は支障があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

第20条（決議の方法）

- 1 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 一般法人法第49条第2項の定めのほか本定款による特別決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第21条（決議及び報告の省略）

- 1 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について社員の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が社員総会に報告すべき事項を社員の全員に対して通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第22条（議決権の代理・書面による行使）

社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

第23条（社員総会議事録）

- 1 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第24条（社員総会規則）

社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員

第25条（役員）

- 1 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を常任理事とする。

3 理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常任理事をもって同法上の業務執行理事とする。

第26条（役員親族等の割合の制限）

1 当法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 当法人の監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第27条（役員選任）

1 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外から選任することを妨げない。

2 理事長、副理事長、常任理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。

第28条（理事の職務及び権限）

1 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故又は支障があるときは理事長の職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。ただし、任期の残存期間が1年以上あるときは、速やかに新たな理事長を選定する。

4 常任理事は、理事会において別に定めるところにより当法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第29条（監事の職務及び権限）

1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる

第30条（役員任期）

1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第31条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、特別決議をもって行わなければならない。

第32条（役員報酬等）

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第33条（取引の制限）

- 1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前二項の取扱いについては、第41条に定める理事会規則によるものとする。

第5章 理事会

第34条（構成）

- 1 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第35条（権限）

理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

第36条（招集）

- 1 理事会は、法令に定めのある場合を除き、理事長が招集し、議長となる。
- 2 理事長及び副理事長が欠けたとき又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序で、他の理事がこれに当たる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

第37条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第38条（理事会の決議の省略）

- 1 当法人は、理事が提案した決議事項について理事（当該事項につき決議に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項

を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 前項により理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録し、同議事録及び前項の意思表示を記載し又は記録した書面又は電磁的記録を決議があったとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置く。

第39条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第40条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第41条（理事会規則）

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

第42条（基金の拠出等）

- 1 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 基金の拠出者は、当法人が解散するまではその返還を請求することができない。
- 3 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及びその他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

第43条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第44条（事業計画及び収支予算）

- 1 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議によりこれを決定する。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

第45条（事業報告及び決算）

- 1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

第46条（定款の変更）

本定款は、社員総会における特別決議により変更することができる。

第47条（解散）

当法人は、社員総会における、特別決議その他法令に定める事由によって解散する。

第48条（残余財産の帰属）

- 1 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第49条（公益認定の取消し等に伴う贈与）

当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 個人情報保護

第50条（個人情報保護）

- 1 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 委員会の設置

第51条（設置等）

- 1 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議を経て委員会を設けることができる。
- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の議を経て、別に定める。

第11章 附 則

第52条（委任）

本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項又は規則は、理事会の決議により別に定める。

第53条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

（法令の準拠）

第54条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以 上